

周防大島町農業経営基盤強化促進事業利用権設定申出書

周防大島町長 様

1. 各筆明細

令和 年 月 日

整理 番号	利用権の設定を 受ける者(耕作者)	住所 〒	(フリガナ) 氏名	TEL	
				携帯	
	利用権を設定 する者(所有者)	住所 〒	(フリガナ) 氏名	TEL	
				携帯	
利用権を設定する土地					
大字	字	地番	設 定 す る 利 用 権		備考
			新規 更新 の別	利用権の 種 類	
			面積 (㎡)	内容	
			地目 登記 現況	始 期	
				存続期間 (終 期)	
				借 賃 (10a 当り)	
				借 賃 の 支払方法	
利用権を設定する者(所有者)		住所 〒	(フリガナ) 氏名	TEL ()	
※この欄は設定する土地が共 同名義、または未相続で相 続権利者が複数の場合に、 権利のある代表者以外の方 全員が記名捺印をしてくだ さい。		住所 〒	(フリガナ) 氏名	TEL ()	
		住所 〒	(フリガナ) 氏名	TEL ()	
		住所 〒	(フリガナ) 氏名	TEL ()	
活動担当農業委員等氏名欄					

(2) 利用権設定を受ける者又はその世帯員（構成員）が
その耕作又は養畜の業務に従事している状況

世 帯 員	フリガナ 氏名	年齢	性別	続柄	職業 (専業兼業の別)	農作業 従事日数
常 雇						
季節又は臨時雇		年間延べ日数 男 日 女 日				

(3) 利用権の設定を受ける者又はその世帯員の主要な
農機具・農業用施設及び家畜の保有状況

農 機 具		家 畜		
種 類	数 量	種 類	数 量	
耕耘機	台	鶏		
草刈機	台	牛		
動力防除機	台	豚		
軽四トラック	台			
コンバイン	台	農業用施設		
バインダー	台	農舎	棟	㎡
		モノレール	棟	m

※役場記入欄	担い手 非担い手
--------	----------

〔注意事項〕

1. 賃貸料を決めての賃借であれば借賃（10a）の欄に必ず記入してください。使用賃借の場合は無料と記入してください。
2. 始期（契約日は）、6月25日と12月25日のいずれかを記入してください。存続期間は3年、6年、9年、12年のいずれかでお願いします。
3. 提出期限は始期（契約日）の前月15日（土日の場合は前営業日）までに提出してください。

裏 面 も あ り ま す

2. 共通事項

この農業経営基盤強化促進計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により農地法（昭和27年法律第229号）第20条に規定する割合を超えることとなったときは、乙は甲に対してその割合に相当する額になるまで借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。

(3) 解約の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

(4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ町に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア、甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するとき、その他甲において修繕することができない場合で、甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その償還を請求することができる。

イ、乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には、甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア、甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ、乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく、共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ、目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア、利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更、又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ、乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その償還時に増加額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額の増加額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益については、その増加額）の償還を請求することができる。

ウ、イにより有益費の償還請求があった場合において、甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申し出に基づき町が認定した額を、その費やした金額又は増加額とする。

エ、乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の禁止

甲及び乙は、この農業経営基盤強化促進計画に定めるところにより認定される利用権に関する事項は、変更しないものとする。ただし、甲、乙及び町が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合はこの限りではない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農業経営基盤強化促進計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この計画に定めのない事項、及びこの計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び町が協議して定める。